第3章 良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項 [景観法第8条第2項第3号]

「第2章 良好な景観の形成に関する方針」に基づき、建築物・工作物の建築や開発行為などについて、良好な景観形成のための制限を定めます。これにあたり、効果的な景観誘導を推進するために、全村域を対象に景観の底上げを目的としたゆるやかな基準を設けます。

また、制限の対象としては、景観形成に大きな影響を及ぼす可能性のある建築行為等とします。 これらについて、景観に配慮した行為となっているかをチェックするために、届出を義務付けま す。

第1節 届出对象行為

1. 建築物・工作物

	届出対象行為	届出の規模
建築物	新築、増築、改築、移 転のほか、外観を変更 することとなる修繕、 模様替え、色彩の変更	最高の高さ(建物の敷地(GL)からの高さ)が1 3m以上又は延べ面積が500平方メートル以上の 新設、増築、改築若しくは移転。 さらに前記の規模で外観を変更することとなる修 繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更部分が 見付面積の半分以上となるもの
工作物 (※1)	新築、増築、改築、移 転のほか、外観を変更 することとなる修繕、 模様替え、色彩の変更	最高の高さが13m以上の新設、増築、改築若しくは移転。 さらに前記の規模で外観を変更することとなる修 繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、変更部分が 見付面積(※2)の半分以上となるもの

ただし、下表に該当するものは届出の対象外とします。

【届出対象行為から除外する行為】

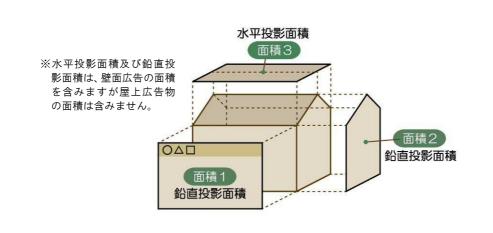
- ・仮設の建築物の建築等
- ・災害、事故、火災等により施設又は工作物が損壊した場合における緊急的な 機能回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転
- ・その他村長が認める行為
- ※1:工作物とは、建築基準法施行令第 138 条の規定により指定されている工作物を指します。
- ※2:見付面積とは、張り間(短辺)方向またはけた行(長辺)方向の鉛直投影面積のこと をいいます。

【参考】建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物の種類

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 観光用のエレベーター、エスカレーター
- ⑥ ウオーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑦ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑧ 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉砕で原動機を使用するもの
- ⑨ アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ⑩ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ① 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの
- ② 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設

【各壁面の鉛直投影面積・屋根面の水平投影面積】

- ・各壁面の鉛直投影面積とは、下図の面積1や面積2のこと。
- ・屋根面の水平投影面積とは、下図の面積3のこと。 (ただし、見えない壁面についても同様に考えるものとします。)

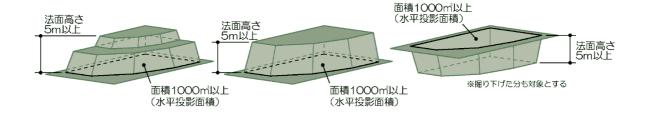


2. その他の届出対象行為

以下の行為も届出対象とします。

(1)土地の形質の変更

①区域面積1000㎡以上、または、法面高5m以上



(2)屋外における土石、再生資源等の物件の集積又は貯蔵

①集積等の期間が6ヶ月を超えるもので、500 m以上または高さ3m以上



※:ただし、下表に該当するものは届出の対象外とします。

【届出対象行為から除外する行為】

- ・農林業を営むための土地の形質の変更
- ・その他村長が認める行為

◇届出の必要ないが、「景観形成基準」に配慮すべき行為

「届出対象行為」に含まれない<u>すべての景観形成に係わる行為</u>についても、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は「景観形成基準」に適合するよう配慮するものとします。

届出対象行為に係る景観形成基準 第2節

高さ、形態、意匠、壁面、屋外設備、色彩、外構、緑化といった景観項目について、景観構 造別に基準を設けます。

1. 全域の景観形成基準

■全域の景観形成基準 |①集落・山なみ景観ゾーン||②幹線・河川景観ゾーン| 項目 ③十根川集落景観拠点 ④市街地景観拠点 ●道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースの確保に努めることに より、公共空間と一体となったゆとりある配置となるように配慮する。 ●山なみの稜線などへの良好な眺望に配慮した配置と│●周辺のまちなみや自然 ●周辺のまちなみとの調和 なるように努める。 景観との調和に配慮し や連続性に配慮した配置 ●集落が形成されている地域では、周辺の自然景観との た配置とする。 とする 調和やまちなみの連続性に配慮した配置とする。 配 置 **** 88 8881 ▲主要な眺望点からの眺望 ▲稜線を阻害しない建築物 を確保できるように位置 の配置の例 ▲稜線を阻害しないように配置を工夫した例 を工夫した例 ●山並みの稜線などへの良好な眺望を阻害しない高さ となるように努める。 ●周辺の自然景観と調和した、まとまりのある高さとな 高 るように配慮する。 建築物・工作物 さ ▲まとまりのある建築物の高さの例 ●周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した、まとまりと落着きのある形態・意匠とする。 ●大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮す ●山並みの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように努める。 ●十根川集落においては ●市街地においては主要な 道路からのみえがかり 視点場からのみえがかり に配慮し、建築物の形態 に配慮し、建築物の形態 や意匠の統一などによ や意匠の統一などによ 態 り、連続感のあるまちな り、連続感のあるまちな 意匠 み景観の形成に努める。 み景観の形成に努める。

- ① 未浴 山なが京航ノ .
 - ●周辺のまちなみや自然景観と調和した色彩・素材とする。
 - ●特に外壁の色彩については、マンセル値により R~Y は彩度4以下、GY~RP は彩度2以下とする。
 - ●ただし、板張仕上、木目調トタン仕上とする場合は、彩度6以下とする。
 - ●十根川集落や歴史的資源等の周辺地区においては、彩度4以下かつ低明度の色彩を推奨する。

※:本計画の色彩基準は、日本工業規格 (JIS)の Z8721 に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法 (マンセル表色系) を採用する。

- ●上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と 調和したものとする。
 - ※:ただし、次に該当するものは、この限りではない。
 - ① アクセント色として着色される部分(各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の5分の1まで)
 - ② 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩
 - ③ 航空法その他の法令に基づき設置するもの
 - ④ 村長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの
 - *質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの
 - *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など
- ●椎葉らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努める。
- ●耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。

建築物·工作物



▲周辺の自然景観と調和した 色彩・素材の建築物の例



▲板張り仕上の例

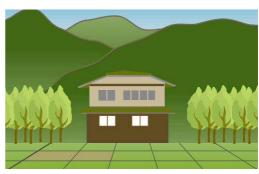


▲地場産の素材を利用した 案内板の例

■自然地での建物と周辺の色彩対比イメージ



▲好ましくない例



▲好ましい例

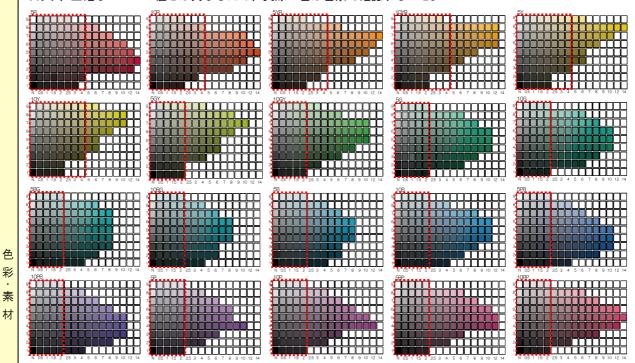
色彩について

色は、捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確に表すことはできない。このため、椎葉村景観計画では、日本工業規格(JIS)標準色表として採用されているマンセル表色系を使用している。

【椎葉村景観計画における色彩基準】

本計画では、建築物、工作物の外壁に使用できる色(基調色)の基準を「マンセル値で色相R~Yは彩度4以下、GY~RPは彩度2以下(ただし板張仕上、木目調トタン仕上は彩度6以下)」としている。

下図の点線の枠内は、使用できる色を参考として示している。なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認すること。



■マンセル表色系とは

日本工業規格(JIS)に定める色の表示方法である。ひとつの色を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組みあわせによって表現している。

【色の三属性】

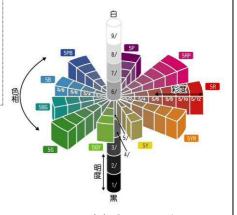
建築物

① 色相	② 明度	③ 彩度
基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、 青(B)、紫(P)と、中間の5 色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、 青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫 (RP)の合計10色で表し、 その度合いを表す数字を 組み合わせて用いる。	色の「明るさ」の 度合いを表し、明 るい色ほど数値 が大きくなる。	色の「鮮やかさ」 の度合いを表し、 鮮やかな色ほど 数値が大きくな る。

【マンセル値の読み方】

①5R 4 /14 (5アール4 の14 と読む)

②色相 明度 彩度



▲マンセル表色系のイメージ



●屋外の配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置 する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮す

屖 外設 備類



▲プロパンガスボンベの覆いの例



▲室外機の覆いの例

●日よけテントを設置す る場合は、色彩やデザイ ンの工夫により、建築物 本体との調和に配慮す

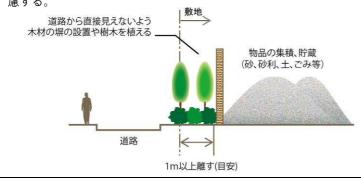


- ●道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自 然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。
- ●駐車場、駐輪場、ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを 得ず設置する場合は、主屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配 慮する。

外 構

建築物

I 作物





- ●既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保 全・育成に努める。
- ●道路に接する場所など、公共の場から見える場所についてはできる限り緑化 に努める。
- ●庭先に植栽スペースを確保したり、窓辺を草花で彩るなどにより、美しいま ちなみ景観の形成に努める。





緑 化



- ●周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とする。
- ●回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。 明

 $\tilde{\sigma}$ 他 ●施設の外壁や屋根などの定期的なメンテナンスを行う ことにより、美観の維持に努める。